大阪府条例第　　　号

大阪府立臨海スポーツセンター条例の一部を改正する条例

　大阪府立臨海スポーツセンター条例（昭和五十九年大阪府条例第九号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 別表（第十一条関係）　一―四　（略）　五　（略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 単 位 | 金　　　　　　額 |
| アマチュアスポーツに利用する場合 | その他の場合 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| レコードプレーヤー | （略） | （略） | （略） |
| 照明設備 | 一時間 | 二、六〇〇 | 二、六〇〇 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 補助椅子 | （略） | （略） | （略） |
| 持込電気器具用電源 | 一キロワット一時間 | 一三〇 | 一三〇 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |

　六　（略） | 別表（第十一条関係）　一―四　（略）　五　（略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 単 位 | 金　　　　　　額 |
| アマチュアスポーツに利用する場合 | その他の場合 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| レコードプレーヤー | （略） | （略） | （略） |
|  |  |  |  |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 補助椅子 | （略） | （略） | （略） |
|  |  |  |  |
| （略） | （略） | （略） | （略） |

　六　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和五年四月一日から施行する。